ハローワーク京都だより

平成29年 1月

No.194（通巻228号）
昭和51年6月創刊

労働市場ニュース

万博公園のサザンカ

新たなスキルアップにチャレンジする全ての皆さんをサポートする、「公的職業訓練」の「愛称」と「キャッチフレーズ」！

ハロートレーニング　～急がば学べ～

もくじ

新年のご挨拶…… 1
平成29年３月新規学校卒業予定者の就職内定状況 …… 2
京都北部ユースエール認定企業・若者応援宣言企業「就職先発見！就職面接会」のお知らせ… 3
京都のユースエール認定企業・若者応援宣言企業「就職先発見！就職面接会」のお知らせ…… 4
平成28年 京都府内の障害者雇用状況について …… 5
平成28年度第２回障害者就職面接会のご案内 …… 6
平成28年 京都府内の高年齢者の雇用状況について …… 7
キャリアアップ助成金のご案内（平成28年10月19日拡充） …… 8
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）のご案内（平成28年10月19日創設）…… 9・10
ジョブ・カードを活用して社員総活躍！！……11
平成28年度ジョブ・カード制度普及推進フェアのお知らせ ……12
平成28年度京都府の最低賃金一覧表 ……13
アビリンピック京都大会（障害者技能競技大会）のご案内……14
京都府の雇用失業情勢……15

厚生労働省
京都労働局・ハローワーク
京都労働局 HP　http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

新年のご挨拶

京都労働局長　井内　雅明

新年 明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに平成２９年の新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

本年も引き続き、労働行政の運営に格別のご理解とご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、京都府内の雇用失業情勢は、有効求人倍率が昨年９月時点で１．３２倍となり、昭和４８年１２月以来の高水準にまで回復しています。また、雇用保険の被保険者数も、６年以上連続で前年同月を上回るなど、雇用情勢は改善が進んでいると判断しているところです。

一方、我が国の人口は平成２７年から減少に転じ、労働力人口の減少や少子高齢化の問題が顕在化することにより、業種・地域を問わず人手不足が一層深刻化しており、必要な人材が確保できないことによって、長時間労働による労働者負担の増大や企業の経済活動の停滞などの悪循環を招いていることから「働き方改革」の推進が急務となっています。

このため、企業が女性や若者、高年齢者、障害者など多様な人材が働きやすい職場環境を整備することで、労働の質や生産性を高めることを目的に、京都労働局においては、「働き方改革の３つの柱」として、①長時間労働の抑制、②女性の活躍促進、③非正規労働者の待遇改善に取り組んでおり、昨年４月からこれらの対策をワンパッケージで効果的に推進するため、雇用環境・均等室を新たに設置しているところです。

このほかにも、若者の就労支援、高齢者や障害者の就業機会の確保、労働災害の防止、育児と仕事との両立支援、キャリアアップ助成金等を活用した正社員転換の促進などに取り組むことで、働く人すべてが安心、安全、安定して働くことができる職場環境の確保を目指し、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。

結びに、皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成29年3月新規学校卒業予定者の就職内定状況

高校・大学(短期大学を含む)とも就職内定率は昨年度を上回っておりますが、
現在も多くの生徒・学生が就職活動を行っています。

【高　校】

(11月30日現在)

	求人数(人)	求職者数(人)	就職内定者数(人)	求人倍率(倍)	就職内定率(%)
平成29年３月卒	4,929	1,878	1,453	2.62	77.4
平成28年３月卒	4,575	1,787	1,369	2.56	76.6
平成27年３月卒	4,161	1,849	1,408	2.25	76.1
平成26年３月卒	3,234	1,758	1,258	1.84	71.6

※対象は、学校や公共職業安定所からの職業紹介を希望した生徒です。
※117校からの報告により集計

【大学・短期大学】

(12月１日現在)

	就職希望者数(人)	就職内定者数(人)	就職内定率(%)
平成29年３月卒	28,485	22,593	79.3
平成28年３月卒	27,646	20,308	73.5
平成27年３月卒	26,506	18,756	70.8
平成26年３月卒	25,958	17,470	67.3

※41校からの報告により集計

お問い合わせ先：京都労働局職業安定課　☎075-241-3268

京都北部の事業所

ユースエール認定企業 若者応援宣言企業 50社程度 集結

参加無料

応募書類不要
予約不要
入退場自由

就職先発見！就職面接会

平成29年
1/19(木)

対象
平成29年3月
新規大学等卒業予定者
概ね35歳以下の若年求職者

13:30～16:00［受付 12:30～］

若者雇用促進総合サイト 検索 ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の情報が満載！ 詳しくはWEBをチェック！

会場
ホテルロイヤルヒル福知山&スパ2F
〒620-0857京都府福知山市土師澤小字居山176

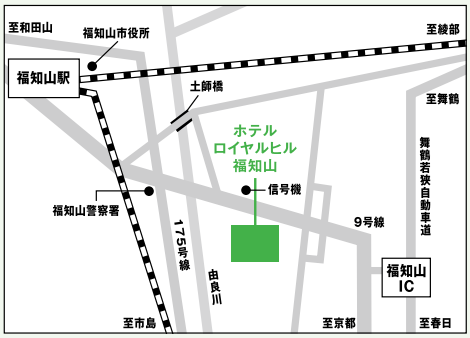

福知山駅よりお車で8分/舞鶴若狭自動車道 福知山I.C.より3分

予約不要
当日事前セミナー
12:30～13:20(受付 12:00～)

=企業探しのポイント=
本セミナーでは、業界や職種の視野を広げ、効果的に企業ブースをまわる方法、短時間で企業に好印象を与えるテクニックやビジネスマナーなど、面接会で即使える技をお伝えします。

検索して情報をGET!

参加企業は1/10(火)公開予定！ http://www.opc-info.com/hokubu/ 北部就職面接会 検索

【シャトルバス時刻表】

福知山駅発	会場発
11:45	
12:15	
13:00	
13:30	
14:00	
14:30	
15:00	15:30
	16:15

■会場駐車場は大変混雑致します。無料シャトルバス（福知山駅南口発車）をご利用ください。

京都北部 ハローワーク一覧
- ハローワーク福知山 …… 0773-23-8609
  福知山市東羽合町37
- ハローワーク綾部 …… 0773-42-8609
  綾部市宮代町宮ノ下23
- ハローワーク舞鶴 …… 0773-75-8609
  舞鶴市字西小字西町107-4
- ハローワーク峰山 …… 0772-62-8609
  京丹後市峰山町杉谷147-13
- ハローワーク宮津 …… 0772-22-8609
  宮津市字中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎

お問い合わせ【運営事務局】 オムロン パーソネル株式会社
〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F
京都ジョブパーク 企業支援コーナー内 TEL.075-661-1773

「就職先発見！就職面接会」の運営に係る業務は、京都労働局からオムロン パーソネル株式会社が受託し、実施しています。

主催：京都労働局、ハローワーク（福知山・綾部・舞鶴・峰山・宮津） 協力：北京都ジョブパーク

厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

京都の ▼応募書類不要 / 予約不要 / 入退場自由

ユースエール認定企業 若者応援宣言企業 30社程度集結

参加無料

就職先発見!

就職面接会

＼平成29年／

2/27(月) 13:00~16:00

受付 12:30~

平成29年3月新規大学等卒業予定者
概ね35歳未満の若年求職者

＼京都新卒応援ハローワークにて!／

面接会当日参加もOK!

参加事前予約

事前に情報を入手して当日ライバルに差をつけよう!
当日訪問する企業をジョブサポーターと一緒に考えよう!

特典① 当日資料を先行配布　特典② 就活生必携本をプレゼント

予約受付期間 2017.2.23(木)-2.25(土)

参加事前予約についてのお問い合わせ
京都新卒応援ハローワーク
TEL.075-280-8614
〒601-8047
京都市南区東九条下殿田町70
京都テルサ西館3F

会場 **京都テルサ**
西館1Fテルサホール

〒601-8047
京都市南区東九条下殿田町70

- JR京都駅(八条口)より南へ徒歩約15分
- 近鉄東寺駅より東へ徒歩約8分
- 地下鉄九条駅より西へ徒歩約8分
- 市バス九条車庫前下車すぐ

ご来場の際は、地下鉄・市バスなど公共交通機関をご利用ください。

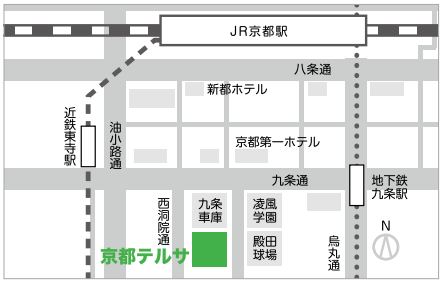

参加企業は
2/20(月)公開予定!

就職先発見! 検索
http://www.opc-info.com/hakken
検索して情報をGETしよう!

「ユースエール認定企業」「若者応援宣言企業」については
若者雇用促進総合サイト 検索 CHECKしよう!

お問い合わせ【運営事務局】 オムロン パーソネル株式会社
〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F
京都ジョブパーク 企業支援コーナー内 TEL.075-661-1773

「就職先発見!就職面接会」の運営に係る業務は、京都労働局からオムロン パーソネル株式会社が受託し、実施しています。

主催:京都労働局、京都新卒応援ハローワーク・ハローワーク　共催:京都ジョブパーク

厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

平成 28 年
京都府内の障害者雇用状況について

京都労働局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、身体障害者、知的障害者の雇用義務がある事業主等から、平成 28 年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況報告を求め、これを取りまとめました。

その概要は以下のとおりです。

1　民間企業の障害者の雇用状況

障害者雇用率は 2.02%

法定雇用率 2.0%が適用される常用労働者数 50 人以上規模の報告企業数は、1,714 社（前年 1,680 社）となった。

実雇用率は、2.02%（前年 1.97%）で前年より 0.05 ポイント上昇した。

法定雇用率達成企業の割合は 50.6%（前年 49.7%）で、0.9 ポイント上昇した。また、法定雇用率を達成している企業数は 868 社（前年 835 社）となった。

雇用されている障害者数は、8,088.5 人（前年 7,770 人）で過去最高を更新。内訳は、身体障害者が 5,702 人（前年 5,637 人）、知的障害者が 1,840 人（前年 1,664.5 人）、精神障害者が 546.5 人（前年 468.5 人）となっている。

2　地方公共団体の障害者雇用状況

京都府の機関（京都府教育委員会を除く）は法定雇用率を達成

法定雇用率 2.3%が適用される京都府の機関（京都府教育委員会を除く。）の実雇用率は 2.69%（前年 2.74%）となった。

法定雇用率 2.2%が適用される京都府教育委員会の実雇用率は 2.09%（前年 2.09%）となった。

市町村等の実雇用率は 2.32%

市町村等の機関の実雇用率は 2.32%（前年 2.31%）となった。

一般の民間企業における障害者実雇用率及び雇用率達成企業割合

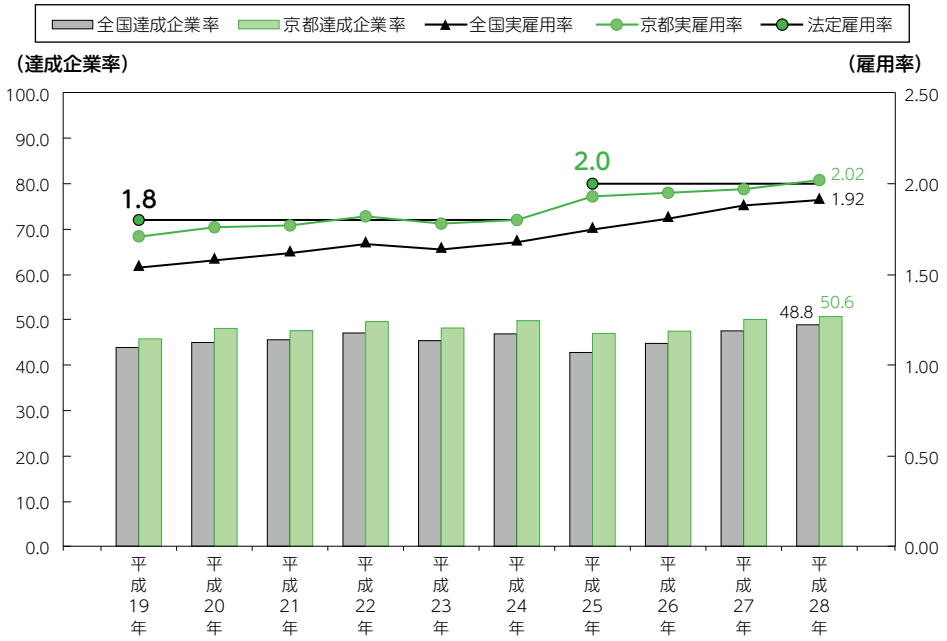

厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

平成 28 年度第２回障害者就職面接会

主　　催　　京都労働局・ハローワーク・京都障害者職業相談室
京都府
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都支部 京都障害者職業センター

日　　時　　平成 29 年２月 23 日（木）　　１２：００～１７：００

企業受付	１１：３０～
面接開始	１２：００～
面接受付終了	１５：００
面接会終了	１７：００

会　　場　　国立京都国際会館「アネックスホール」
京都市左京区宝ヶ池

●地下鉄烏丸線「国際会館」駅から徒歩約５分
地下鉄烏丸線「国際会館」駅の改札から地下通路を通り
出入口４－２ をご利用ください。

※ なお、お車でお越しの場合は、駐車場（有料）内において建物が工事中のため駐車スペースが狭くなっておりますので、出来るだけ電車をご利用ください。

お問い合わせ先

ハローワーク西陣	TEL 075-451-8662
ハローワーク京都七条	TEL 075-341-5506
ハローワーク伏見	TEL 075-602-8609
ハローワーク宇治	TEL 0774-20-8609
ハローワーク田辺	TEL 0774-65-8609
京都障害者職業相談室	TEL 075-341-2626

厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

平成28年 京都府内の高年齢者の雇用状況について

京都労働局では、高年齢者の雇用状況について「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、平成 28 年 6 月 1 日現在の報告を求め、常用労働者数 31 人以上規模の企業 2,891 社の状況を集計しました。

概要は以下のとおりです

1 「高年齢者雇用確保措置」の実施状況

高年齢者を 65 歳以上まで雇用するための雇用確保措置を実施している企業の割合は、99.1%(2,864 社)となり、前年より 82 社増加しています。平成 25 年 4 月「高齢者雇用安定法」の改正後、企業における雇用確保措置の実施が着実に進み、99% を超えるところまで進みました。

企業の規模別にみると、301 人以上規模の企業で 99.7%、51 ～ 300 人規模の企業で 99.6%、31 ～ 50 人規模の企業で 98.0% となっています。

2 「希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業」の割合

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合は、76.8%（2,220 社）で、全国平均を上回っています。

企業の規模別にみると、301 人以上規模の企業で 60.3%、51 ～ 300 人規模の企業で 74.9%、31 ～ 50 人規模の企業で 84.6% となっています。

3 「70 歳以上まで働ける企業」の割合

70 歳以上まで働ける企業の割合は、19.9%（575 社）となっています。

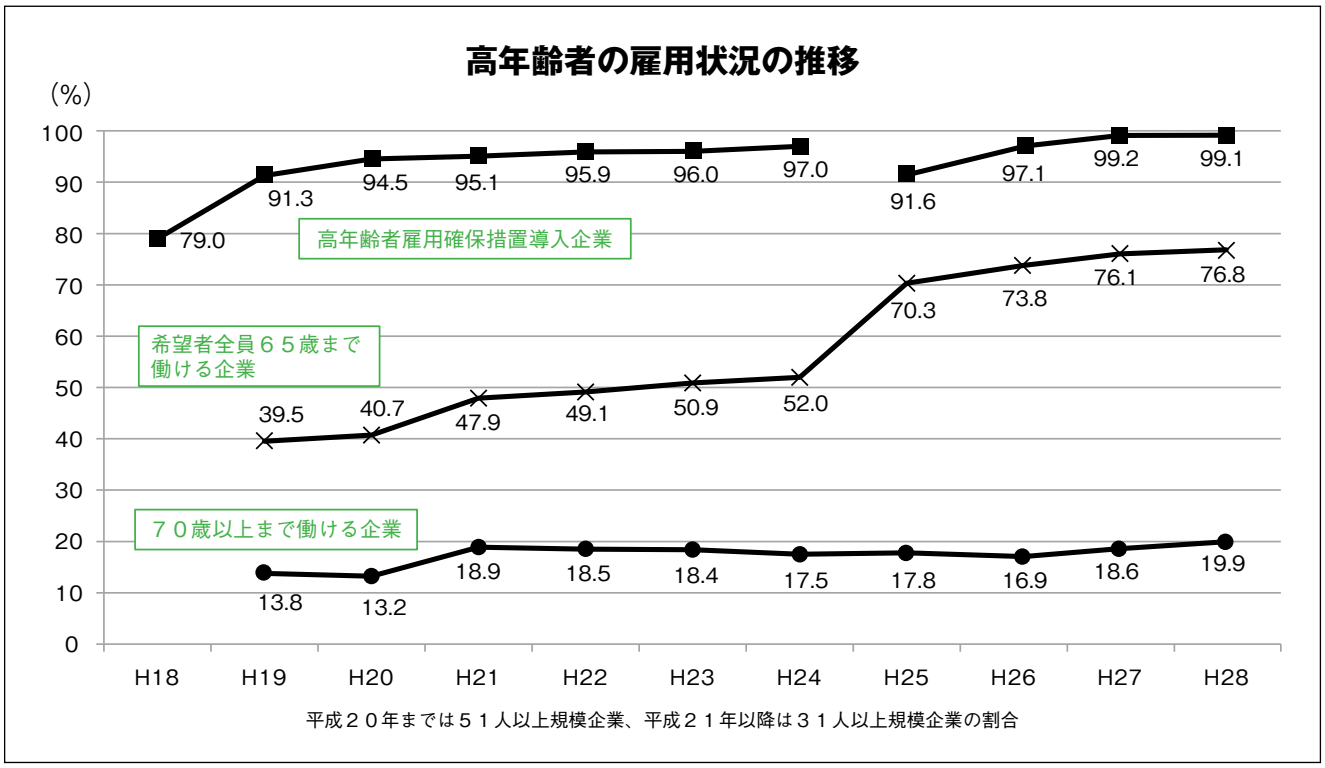

お問い合わせ先：京都労働局職業対策課　☎ 075-275-5424

厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

（事業主の方へ）

非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額　（　）は中小企業以外の額
1 正社員化コース	有期契約労働者等を ・**正規雇用労働者・多様な正社員等に転換** または ・**直接雇用**した場合	①有期→正規：１人当たり**60万円（45万円）** ②有期→無期：１人当たり**30万円（22.5万円）** ③無期→正規：１人当たり**30万円（22.5万円）** ④有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員） ：１人当たり**40万円（30万円）** ⑤無期→多様な正社員：１人当たり**10万円（7.5万円）** ⑥多様な正社員→正規：１人当たり**20万円（15万円）** ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③１人当たり30万円（中小企業以外も同額）加算　④⑤１人当たり15万円（中小企業以外も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①１人当たり10万円（中小企業以外も同額）加算　②～⑤５万円（中小企業以外も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、④⑤１事業所当たり10万円（7.5万円）加算
2 人材育成コース	有期契約労働者等に ・**一般職業訓練**（Off-JT） ・**有期実習型訓練** （「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT） ・**中長期的キャリア形成訓練** （専門的・実践的な教育訓練）（Off-JT） を行った場合	Off-JT《１人当たり》 賃金助成：１時間当たり**800円（500円）** 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練：最大**30万円（20万円）** 中長期的キャリア形成訓練（有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合）：最大**50万円（30万円）**　※実費を限度 OJT《１人当たり》 実施助成：１時間当たり**800円（700円）**
3 処遇改善コース	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 **①全て又は一部の賃金規定等（基本給）を増額改定**させた場合 **②正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用**した場合 **③短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険を適用**した場合	①賃金規定等改定 ・全ての賃金規定等を２％以上増額改定： 対象労働者数が、 １～３人:**10万円（7.5万円）**　４～６人:**20万円（15万円）** ７～10人:**30万円（20万円）**11～100人:**3万円（2万円）**×人数 ・雇用形態別、職種別等の賃金規定等を２％以上増額改定： 対象労働者数が、 １～３人:**5万円（3.5万円）**　４～６人:**10万円（7.5万円）** ７～10人:**15万円（10万円）**11～100人:**1.5万円（1万円）**×人数 ※中小企業において3%以上増額した場合、 ・全ての賃金規定等改定：１人当たり14,250円＜18,000円＞加算 ・雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定：１人当たり7,600円＜9,600円＞加算 ＜＞は生産性の向上が認められる場合の額 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、１事業所当たり20万円（15万円）加算 ②共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定し４人以上実施：１事業所当たり**40万円（30万円）** ・共通の賃金テーブルの導入・適用：１事業所当たり**60万円（45万円）** ③短時間労働者の労働時間延長 ・短時間労働者の週所定労働時間を５時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合: １人当たり**20万円（15万円）** ・上記「①賃金規定等改定」と併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険に適用した場合： １時間以上２時間未満：**４万円（３万円）**　２時間以上３時間：**８万円（６万円）** ３時間以上４時間未満：**12万円（９万円）**　４時間以上５時間未満：**16万円（12万円）**

◆生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

【平成 28 年 10 月現在】支給要件などが変更される可能性があります。念のため、都道府県労働局またはハローワークにご確認ください。

事業主の皆さまへ

「特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）」のご案内

この助成金は、自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を雇い入れる事業主を支援し、生活保護受給者や生活困窮者等の方の雇用と職場定着を促進するためのものです。

生活保護受給者や生活困窮者を新たに雇い入れた事業主に助成金を支給します

以下の①～③のいずれにも当てはまる方を**ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により常用労働者として新たに雇用する事業主**に助成金を支給します。

① 生活保護受給者 又は 生活困窮者

▶「生活保護受給者」とは、現に生活保護を受給中の方であって、生活保護の申請段階の方や過去に生活保護を受給していた方は含みません。「生活困窮者」とは、自治体が自立支援計画の作成を行った方であり、計画に記載された目標の達成時期が到来していない方に限ります。

②自治体よりハローワークに対し就労支援の要請がなされている方

▶自治体が労働局・ハローワークと「生活保護受給者等就労自立促進事業」に係る協定を締結し、この協定に基づき就労支援の要請がなされた方が対象です。

③自治体とハローワークが連携して行う就労支援の期間内の方

▶自治体からの支援要請を受け、自治体とハローワークにおいて定める就労支援期間内の方が対象です。

雇入れ日において上記全ての項目を満たす必要があります。
詳しくは、ハローワークにお尋ねください。

◆雇い入れた労働者に対する配慮事項などを支給申請にあわせて報告していただきます。
◆対象となる事業主の要件は、裏面をご覧ください。
◆雇入れから約６か月後にハローワーク職員が職場訪問を行います。

＜支給額＞ ～対象期間を６カ月ごとに区分し、一定額を支給します～

対象労働者	企業規模	支給対象期間	支　給　額		
			第１期	第２期	支給総額
短時間労働者以外の労働者	大企業	１年	25 万円	25 万円	50 万円
	中小企業	１年	30 万円	30 万円	60 万円
短時間労働者	大企業	１年	15 万円	15 万円	30 万円
	中小企業	１年	20 万円	20 万円	40 万円

詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお尋ねください。

厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

＜対象となる事業主の要件＞　次のすべてに該当する事業主が助成金を受給できます

◆雇用保険の適用事業主であること

◆対象労働者（雇入れ日時点で満年齢が 65 歳未満の人に限る）をハローワークなどの紹介によって雇用保険の一般被保険者として継続雇用することが確実であると認められること

◆対象労働者の雇用管理に関する事項を管轄労働局長に報告すること

◆対象労働者の雇入れ日の前後６カ月間（以下「基準期間」という。）に、事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む）をしていないこと

◆基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の６％を超えていないこと（特定受給資格者となる離職者が３人以下の場合を除く）

◆対象労働者の雇入れ日前に本助成金の支給決定対象となった方のうち、雇入れ日から起算して１年を経過する日（以下「確認日 A」という。）が基準期間内にある方が５人以上ある場合、それらの方が確認日 A の時点で離職している割合が 50％を超えていないこと（対象労働者の雇入れ日前に特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金の対象になった方についても同じ）

◆対象労働者の雇入れ日前に本助成金の支給決定対象となった方のうち、助成対象期間の末日の翌日から起算して１年を経過する日（以下「確認日 B」という。）が基準期間内にある方が５人以上ある場合、それらの方が確認日 B の時点で離職している割合が 50％を超えていないこと（対象労働者の雇入れ日前に特定就職困難者雇用開発助成金の対象になった方についても同じ）

◆対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）

＜上記に該当する事業主であっても、以下に該当する場合などは助成金が支給されません＞
詳しくは事業所を管轄するハローワークへお問い合わせください

・ハローワークの紹介以前に雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合
・対象労働者がハローワークの紹介時点で雇用保険の被保険者であるなど失業などの状態にない場合
・雇入れ日の前日から過去３年間に、職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けた事のある人をこの職場適応訓練を行った事業主が雇入れる場合
・雇入れ日の前日から過去３年間に、この雇入れをする事業所と雇用、請負、委任の関係にあった人、または出向、派遣、請負、委任の関係によってこの雇入れをする事業所で就労したことのある人を雇い入れる場合
・雇入れ日の前日から過去３年間に、この雇入れをする事業所で、通算して３カ月を超えて訓練・実習などを受講などしたことがある人を雇い入れる場合
・雇入れ日の前日から過去１年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向・派遣・請負・委任の関係によって、対象労働者を事業所で就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して３カ月を超えて受講などしたことがある訓練・実習などを行っていた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性などからみて密接な関係にある事業主がこの対象労働者を雇い入れる場合
・対象労働者が、雇入れをする事業所の代表者または取締役の３親等内の親族（配偶者、３親等以内の血族と姻族）である場合
・支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない場合
・ハローワークなどの紹介時点と異なる条件で雇入れられた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、または違法行為があり、かつこの対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
・高年齢者雇用確保措置を講じていないことによって、高年齢者などの雇用の安定などに関する法律に基づく勧告を受け、支給申請日までにその是正がなされていない場合

生活保護受給者、生活困窮者を受け入れた事業主さんの声をご紹介

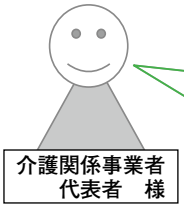

介護関係事業者
代表者　様

生活保護受給者や生活困窮者等の就労困難者の受け入れは、企業の社会貢献という側面もありますが、受け入れのために、これまで行ってきた業務の分解を行なうことで、仕事の見直しができ、迎え入れた人を含めて合理的な業務の再配置が可能になります。また、働きづらさをかかえた人を職場に迎えることで、職場の雰囲気が優しくなったという思わぬ効果を実感している職場も少なくありません。

これまで 18 名の生活保護受給者や生活困窮者の方を受け入れてきました。私たちが、生活保護受給者等の就職困難者の受け入れに取り組む理由の一つは「誰にとっても働きやすい職場を創りたい」という想いがあります。様々な困難を抱えた人たちが、働けない職場は、誰にとっても働き難い職場だと考えるからです。いつでも誰もが困難を抱える可能性のあるリスク社会にいます。この取り組みが社会に広がることを期待しています。

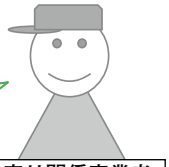

小売り関係事業者
代表者　様

事業主の方へ。
ジョブ・カードを活用して、社員総活躍!!

人材確保・育成にジョブ・カードをもっと活用しましょう!

企業と求職者を繋ぐ支援ツールであるジョブ・カードが、求人をはじめ求職者の育成等に使いやすくなりました。
就業経験者のジョブ・カードは、様式1-1「キャリア・プランシート」、様式２「職務経歴シート」、様式３-１～３「職業能力証明シート」で構成、キャリアコンサルティング(※1)等の相談のもと「キャリア・プランニング(職業生活設計)及び「職業能力証明」のツールとして、労働者自身が生涯のキャリア形成のさまざまな場面において活用することができます。
事業主が人材育成を行う際にジョブ・カードを活用することで、従業員のキャリア形成上の課題の把握や、それらを踏まえた能力開発を推進することができます。
また採用活動にあたっても、能力証明のツールでもあるジョブ・カードを、通常の履歴書と組み合わせて用いることで、応募者の職業能力に関する情報をより多く知ることができます。(※2)企業にとっても頼れるツールです。

※１　キャリア・コンサルティングとは、職業の選択、職業生活設計または職業能力の向上に関する相談に応じ、助言及び相談を行うことをいいます。
　　ジョブ・カードの作成支援はキャリアコンサルタントやジョブ・カード作成アドバイザーが行います。
※２　応募書類としてのジョブ・カードの活用は、求職者の判断で行われるものです。

ジョブ・カードは、次の様式(シート)となります。

ジョブ・カード(様式)は、「ジョブ・カード制度総合サイト」等で入手できます。

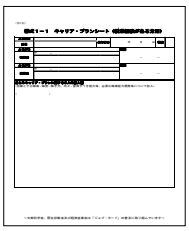

1-1
キャリアプランシート

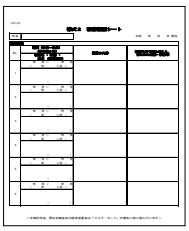

2
職務経歴シート

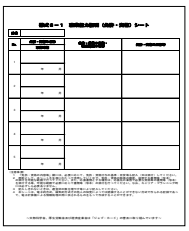

3-1
職業能力証明(免許・資格)シート

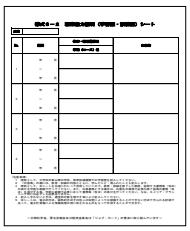

3-2
職業能力証明(学習歴・訓練歴)シート

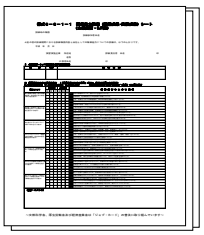

3-3
職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート

ジョブ・カードを活用すると、こんなメリットがあります。

求人・人材確保

●履歴書だけでは分かりにくい応募者の職業能力に関する情報が把握できます。

●「雇用型訓練」を活用し訓練生の適性や能力を判断し、ニーズにあった有能な人材を継続雇用できます。

※雇用型訓練とは、企業が訓練生を直接雇用して実施する訓練です。

在職者の人材育成

●在職労働者の実務成果、職業能力を評価することにより、在職労働者のキャリア形成や職業能力の見える化が促進できます。

●在職労働者へのキャリアコンサルティングに活用でき、課題や目標が明確になります。

「求職活動支援書」の作成

●離職予定者の円滑な求職活動の支援に繋がる「求職活動支援書」の作成に活用できます。

※事業主は、離職予定の高年齢者等がなるべく早い時期から求職活動を行えるよう、「求職活動支援書」を作成・交付しなければならないとされています。(高年齢者雇用安定法第17条1頁)

助成制度

教育訓練等で一定の要件を満たす場合は、人材確保・育成に国からの「助成金」「奨励金」を受けられます。

●雇用型訓練
★キャリアアップ助成金(有期実習型訓練)
★キャリア形成促進助成金(認定実習併用職業訓練等)

●在職労働者の教育訓練等

厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

ジョブ・カードは、こんな流れで活用します。

自己理解 仕事理解
- 能力等の理解
- 職業経験の整理
- 関係情報の収集

求職者・在職労働者等の本人が記入します。

キャリア・プランの作成
- キャリアコンサルティング※1
- 関係情報の収集

求職者・在職労働者等の本人が記入します。

職業能力開発
- 教育訓練機関での職業訓練
- 企業での実務経験
- 免許・資格の取得
- キャリアコンサルティング※1

訓練機関等が記入します。
また、求職者・在職労働者等の本人も記入する場合もあります。

事業主による在職労働者へのキャリアコンサルティング、企業での実務経験・職業能力の評価等を事業主が記入して活用できます。

ジョブ・カードの活用

キャリアプランニング
キャリアコンサルティング
給付金※2

職業能力証明
労働者のスキルアップ
優秀な人材の確保

活気ある職場環境
ジョブ・カードを積極的に活用して従業員がキャリアアップ！

※2 教育訓練など公的支援の適格性の確認にも活用

詳しくは「ジョブ・カード制度総合サイト」をご覧いただくか、お近くのハローワークへお問い合わせください。

ジョブ・カード制度総合サイト http://jobcard.mhlw.go.jp/

ジョブ・カード制度総合サイト　検索

ジョブ・カード作成支援ソフトウェアのスマートフォン版アプリ（iOS版、Android版）がダウンロードできます。
スマートフォンで、ジョブ・カード作成のための支援をうけながら、ジョブ・カードを作成、編集、印刷などを行うことができます。
（※印刷はAndroid4.4以降のみ（一部の端末では、印刷設定がうまくできない場合があります））

平成28年度　ジョブ・カード制度普及推進フェア

日　時　平成29年２月20日（月）午後１時30分 ～ ４時

場　所　からすま京都ホテル　３階「瑞雲の間」
京都市下京区烏丸通綾小路下ル

講　演　① **活用企業の事例紹介「積極的人材育成へのチャレンジ」**
株式会社クレーバー　代表取締役社長　山本　潤三 氏

② **基調講演「５つのモチベーション・ソース（源泉）」**
東京未来大学モチベーション行動科学部教授
モチベーション・マネジメント協会事務局長　佐久間　俊和 氏

主　催　京都商工会議所　京都府地域ジョブ・カードセンター（京都商工会議所ビル地階）

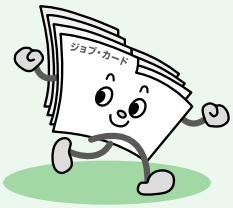

※参加のお問い合わせは上記ジョブ・カードセンターへお願いいたします。

電話 075-257-0020

厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

最低賃金制度のマスコット
チェックマん

平成 28 年度　京都府の最低賃金一覧表

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

京都労働局労働基準部賃金室

京都府最低賃金	時間額（発効日）	京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、京都府内のすべての使用者及び労働者に適用されます。 パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。
	831円 （平成28年10月２日発効）	

次の特定（産業別）最低賃金は、当該産業（日本標準産業分類による）の「基幹的労働者」（適用除外の労働者を除く労働者）に適用されます。

特定（産業別）最低賃金の件名	産業分類	時間額（発効日）	適用除外の労働者（京都府最低賃金が適用されます。）
金属製品製造業 金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（粉末や金製品製造業を除く）	E240 E245（E2453を除く） E248 L7282（一部除く）	**885円** （平成 28 年 12 月 24 日発効）	・18 歳未満又は 65 歳以上の者 ・雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又はさび止め処理の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
電気機械器具製造業 電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E28、E29、E30 L7282（一部除く）	**883円** （平成 28 年 12 月 24 日発効）	・18 歳未満又は 65 歳以上の者 ・雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
輸送用機械器具製造業 輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 ※輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く、建設機械・鉱山機械製造業は建設用ショベルトラック製造業に限る	E310、E311 E312、E313 E314、E315 E319（E3191を除く） E2621（一部除く） L7282（一部除く）	**889円** （平成 28 年 12 月 24 日発効）	・18 歳未満又は 65 歳以上の者 ・雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
各種商品小売業 ※衣食住にわたる商品を一括して一事業場で小売りする事業所	I66 L7282（一部除く）	**837円** （平成 28 年 12 月 24 日発効）	・18 歳未満又は 65 歳以上の者 ・雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
自動車（新車）小売業 ※自動車（新車）小売業のうち､自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラー	I590 I 5911（一部除く） L7282（一部除く）	**835円** （平成 28 年 12 月 24 日発効）	・18 歳未満又は 65 歳以上の者 ・雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの。 ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務 ・受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務
印刷業	E150、E151 L7282（一部除く）	**831円**	京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低賃金の時間額 831 円が適用されます。 （平成 28 年 10 月 2 日から）
はん用・生産用・業務用機械器具製造業 ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、繊維機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（建設用クレーン製造業に限る）	E250、E252、E253 E2596、E260 E2621（一部除く） E263、E264、E265 E266、E267、 E2693、E2699 E270、E271、E272 L7282（一部除く）	**831円**	京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低賃金の時間額 831 円が適用されます。 （平成 28 年 10 月 2 日から）
自動車小売業 ※中古車、自動車部分品・附属品小売業を含む	I590 I591（I5914を除く） L7282（一部除く）	京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低賃金の時間額 831 円が適用されます。（平成 28 年 10 月 2 日から） ただし、日給制の労働者については、自動車小売業最低賃金の日額 5,926 円の適用もあります。	

○　発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

○　支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外･休日･深夜手当、賞与等は除外します。

◎　詳しくは、京都労働局 労働基準部 賃金室（電話：０７５-２４１-３２１５、FAX：０７５－２４１－３２１９）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

スマホ、携帯でも最低賃金をチェックできます！

厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

第14回アビリンピック
京都大会(障害者技能競技大会)

平成29年2月11日(土・祝)9時30分～15時45分

場所:京都府立京都高等技術専門校、京都府立京都障害者高等技術専門校
(京都市伏見区竹田流池町121-3)

日　程

開会式　9時30分～10時00分
各競技　10時30分～14時00分 ※
閉会式　14時45分～15時45分

※各競技時間

①ＤＴＰ	10時45分～12時45分	⑦パソコンデータ入力	10時40分～12時00分
②ワードプロセッサ	10時30分～12時00分	⑧縫製	10時30分～14時00分
③表計算	10時45分～12時15分	⑨紙箱組立（貼り箱）	10時40分～13時10分
④ホームページ作成	11時00分～13時00分	⑩販売実務	10時30分～12時20分
⑤ビルクリーニング	10時40分～14時00分	⑪パソコン操作	11時00分～12時30分
⑥喫茶サービス	10時30分～13時40分	⑫オフィスアシスタント	10時30分～12時40分

企業様向け 障害者雇用セミナー

障害者雇用に関心のある京都の企業の皆さまを対象とするセミナーを開催します。

日　時：２月11日(土) 10時00分～12時00分
場　所：京都府立京都高等技術専門校２階　会議室１
定　員：30名
内　容：①企業で働く視覚障害のある方の思いと実態
「目の見えない・見えにくい人の仕事サロン」活動紹介
公益社団法人　京都府視覚障害者協会
職業部部長　野々村好三 氏　　10時05分～10時25分
②大学における先駆的な障害者雇用の取組
学校法人立命館大学　人事部
担当部長　澤田　　功 氏　　10時25分～11時05分
③アビリンピック全国大会への出場を通じて
職場で活き活きと働く障害のある方の事例紹介
日新電機株式会社　人事部
古田　豊彦 氏　　11時05分～11時45分
主　催：京都市(委託先：京都市就労移行支援事業等ネットワーク形成促進事業事務局)
共　催：アビリンピック京都大会実行委員会
協　賛：オムロンパーソナル株式会社
後　援：京都労働局
申込・お問い合わせ：(社福)京都ライトハウス　FS トモニー
TEL075-462-4467 (担当：髙橋・片岡)

アビリンピックとは・・・

「アビリンピック」(ABILYMPICS) は、「アビリティ」(ABILITY・能力)と「オリンピック」(OLYMPICS)を合わせたものです。

障害のある方が、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、職業能力を高めていただくとともに、多くの府民や事業主の皆さまに障害者の技能に対する理解と認識を高めていただき、障害者の雇用促進と職業安定を図ることを目的とし本大会を開催します。

ほっとはあと製品販売、ワークショップ

障害のある方が作られた製品(ほっとはあと製品)の販売やワークショップを開催します。多くの皆さまのご来場をお待ちしております。

●会場までのアクセス
京都市営地下鉄「くいな橋」下車１番出口正面
近鉄京都線「上鳥羽口」下車徒歩７分

主催：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都支部、京都府
後援：京都労働局・ハローワーク (公共職業安定所)、京都市、京都府教育委員会、京都市教育委員会、
京都府高齢・障害者雇用支援協会、公益社団法人京都ビルメンテナンス協会、京都新聞、NHK京都放送局
詳細はこちらをご覧ください。⇒ http://www.jeed.or.jp/location/shibu/kyoto/26_ks_abilin.html

お問い合わせ先：京都支部高齢・障害者業務課 ☎ 075-951-7481

厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

京都府の雇用失業情勢

～有効求人倍率は1.36倍で、昭和48年11月以来、43年ぶりの高水準～
～正社員の有効求人倍率は0.99倍で、過去最高水準を2か月連続で更新～

● 平成 28 年 11 月内容 ●

平成 28 年 12 月 27 日
京都労働局職業安定部

【雇用失業情勢の総括】

雇用保険被保険者数は、一部の産業で減少が続いているが、前年同月比で1.0%増と80か月連続で増加している。

有効求職者数(原数値)、雇用保険受給者数は減少している。

平成28年11月の有効求人倍率（季節調整値）は1.36倍で、前月より0.04ポイント上昇し、昭和48年11月(1.41倍)以来、43年ぶりの高水準となった。

以上のことから、**京都府内の雇用情勢は、改善が進んでいる**と判断する。

【求人・求職の動向】

（1） 有効求人数（季節調整値）は、57,852人と前月に比べ2.2%増加し、有効求職者数（同）は、42,605人と前月に比べ0.6%減少した。

（2） 有効求職者数（原数値）は、40,488人で前年同月比6.0%減少した。

新規求職者数（原数値）は、7,952人で前年同月比3.6%減少した。内訳は、一般が5,172人で5.5%減少し、パートも2,780人で同0.1%減少した。新規常用求職者(パートを除く)の構成比をみると、在職者30.2%、離職者60.9%（うち事業主都合14.7%）、無業者8.8%である。なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比18.7%減少している。

（3） 有効求人数（原数値）は、58,812人で前年同月比2.4%増加した。

新規求人数（原数値）は、20,058人で前年同月比10.1%増加した。内訳は、一般が11,084人で同15.1%増加し、パートは8,974人で同4.4%増加した。主要産業別にみると、前年同月比では、建設業（同3.8%増）、製造業(同20.4%増)、情報通信業(同29.0%増)、運輸業・郵便業（同4.2%増）、学術研究専門・サービス業(同11.0%増)、生活関連サービス業・娯楽業（同9.5%増）、教育・学習支援業（101.8%増）、医療・福祉（同6.4%増）、複合サービス事業（同104.2%増）、サービス業(他に分類されないもの)（同22.6%増）と多くの産業で増加した。一方、減少した産業は、卸売業・小売業（同1.8%減）、金融業・保険業・不動産業・物品賃貸業（同7.7%減）、宿泊業・飲食サービス業（同2.8%減）となった。

（4） 就職件数は、3,044件で前年同月比3.1%減少した。内訳は、一般が1,670件で同5.1%減少、パートは1,374件で同0.5%減少した。雇用保険受給者の就職件数は、789件で同5.2%減少した。

求人・求職・求人倍率の状況

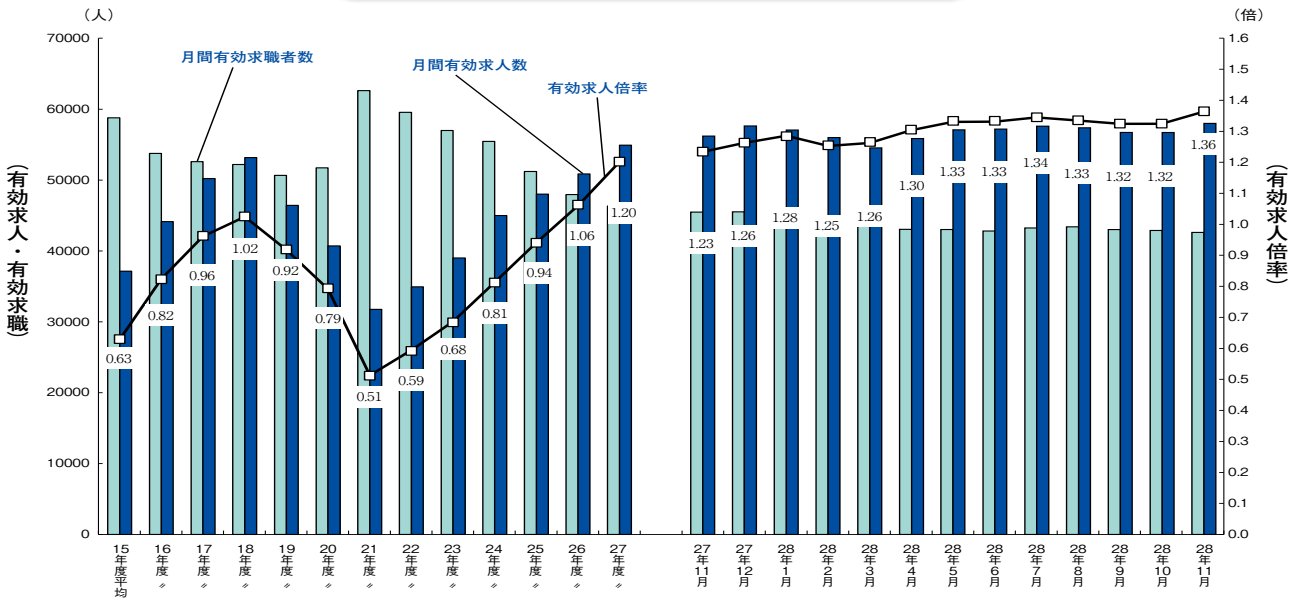

注：月別の数値は季節調整値である。なお、平成27年12月以前の数値は、平成28年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

厚生労働省
京都労働局・ハローワーク